

## 使用上の注意

1. この利用証は、車内のルームミラー等につり下げて、表面（この裏側）が車外から見えるように掲示してください。
2. この利用証は、交付された本人が登録駐車区画を利用する場合に使用可能です。
3. ゆずりあい駐車区画の利用が可能な場合等は、ゆずりあい駐車区画を優先的にご利用ください。
4. この利用証は、必ず駐車できることを保証するものではありません。
5. この利用証は、路上駐車を認めるものではありませんので、道路上では使用できません。
6. 有効期限が切れた利用証は使用できません。有効期限経過後も継続して使用したい場合は、再度、申請を行ってください。

---

### <問合せ先>

和歌山県 福祉保健部 福祉保健政策局 障害福祉課

TEL 073-441-2532